

水戸市

小児慢性特定疾病医療費支給申請のご案内

(新規申請の方へ)

制度について

対象疾病に罹患し、医療機関においてその治療をしている方に対して医療費を助成します。

なお、申請に基づき対象疾病の基準に該当するかどうか審査会にて審査を行います。審査会で不承認となった場合、医療費の助成が受けられません。認定となった場合の医療受給者証の有効期間は、疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等（診断年月日）から1年以内となります。（令和5年10月1日以降）

1 対象となる方

(1) 国制度の対象となる方

小児慢性特定疾病に罹患していて、国の定めた診断基準を満たす方

対象年齢：18歳未満（更新申請の場合は20歳未満）

(2) 県制度の対象となる方※

国制度の対象疾患のうち、5疾患群（慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患）における一部の疾病について症状や治療方法が国の認定基準に満たない方についても、茨城県では独自に助成対象としています。

対象年齢：中学生～18歳未満（更新申請の場合は20歳未満）

※県制度には所得制限があります。詳細は「3 医療費助成の内容（2）県制度の内容」をご確認ください。

2 対象となる医療の範囲

各都道府県や中核市等から指定を受けた「指定医療機関」（病院・診療所・保険薬局・訪問看護事業者等）で受けた小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病に付随して発生する傷病に関する医療。原則として申請があった指定医療機関で受療した場合に限ります。

3 医療費助成の内容

窓口での自己負担額が2割（元々1割の場合は1割）になり、加入している各医療保険等の患者負担のうち、市町村民税課税額等に応じた自己負担限度額を除いた額を助成します。1か月の自己負担上限額は以下のとおりです。

(1) 国制度の内容

【自己負担上限額（円／月）】

階層区分	階層区分の基準		一般	重症患者 ※1	人工呼吸器等 装着者
生活保護（Ⅰ）	-		0		
低所得Ⅰ（Ⅱ）	市町村民税非 課税（世帯）	世帯収入 ～80万円	1,250		500
低所得Ⅱ（Ⅲ）		世帯収入 80万円超	2,500		
一般所得Ⅰ（Ⅳ）	市町村民税 7.1万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ（Ⅴ）	市町村民税 7.1万円～25.1万円未満		10,000	5,000	
上位所得（Ⅵ）	市町村民税 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食事療養費 ※2			1 / 2 自己負担		

※1：①国の定める重症認定基準に該当する方、

②高額な医療が長期的に継続する（月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある）方を指します。

※2：入院時食事療養費基準負担額は自己負担上限額を管理する際の累積には含まれません。

その他：生活保護等、血友病（先天性血液凝固因子障害等資料研究事業の対象疾患を含む。）の方は医療費、食事療養費ともに自己負担限度額は0円です。

患者が指定難病患者でもある場合又は患者と医療保険上の同一世帯に指定難病もしくは小児慢性特定疾病医療助成対象患者がいる場合は、世帯内の負担が増えないよう医療費按分率を乗じて得た額を自己負担上限月額とします。

（2）県制度の内容

茨城県単独事業		
入院・外来		
院外処方で調剤を受ける月	医療機関分	5,000 円
	薬局分	10,000 円
院外処方で調剤を受けない月		15,000 円

・所得制限について

主たる生計者の前年（前々年）の所得額が 393 万円※未満の方が対象です。

※扶養親族 1 人につき 30 万円を加算。ただし、当該扶養親族が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族の場合は 1 人につき 36 万円を加算。

・茨城県単独事業の場合、入院時の食事療養費は患者様の自己負担となります。

4 助成対象とならない費用

次のような費用は、助成の対象になりません。

- （1）受給者証に記載された病名以外の病気やけがによる医療費
- （2）医療保険が適用されない医療費（保険診療外の治療・調剤、差額ベッド代、個室料）
- （3）医療機関・施設までの交通費、移送費
- （4）治療用補装具の作成費用や、はり、きゅう、あんま、マッサージの費用
- （5）認定申請時などに提出した医療意見書（診断書）の作成費用
- （6）療養証明書の作成費用
- （7）「申請時に記載した指定医療機関」以外で受診した場合

※緊急時・やむを得ない事情がある場合を除きます。水戸市にご相談ください。

※水戸市指定医療機関は、水戸市ホームページで公表しています。

水戸市 小慢 検索

⇒

小児慢性特定疾病支援

→

小児慢性特定疾病医療費助成制度について

申請手続きに必要な書類

必要書類を揃えて、水戸市に在所のうえご申請ください。

様式については水戸市にご用意があるほか、水戸市のホームページにも掲載しています。

水戸市 小慢 検索

⇒

小児慢性特定疾病支援

→

小児慢性特定疾病医療費助成制度について

< 1 全員共通で必要となる書類 > ①～⑤

□①水戸市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（別紙様式第1号）

- ・水戸市に住所を有する保護者のうち、児童（患者）が加入している医療保険の被保険者が原則申請者となります。

□②世帯調書（別紙様式第1-1号）

- ・個人番号（マイナンバー）の記入及びマイナンバーが確認できる書類・本人確認書類の提示が必要となります。

□③小児慢性特定疾病医療意見書

- ・「医療意見書※1」は、小児慢性特定疾病指定医※2が記載したものを提出してください。

※1：医療意見書は指定医に記載を依頼してください。

（参考：小児慢性特定疾病情報センター<https://www.shouman.jp/disease/download>）

※2：水戸市の小児慢性特定疾病指定医は、水戸市ホームページで公表しています。（市外の指定医療機関については、所在地のある管轄にご確認いただくか、水戸市担当へご相談ください。）

水戸市 小慢 検索

⇒

小児慢性特定疾病支援

→

小児慢性特定疾病医療費助成制度について

□④公的医療保険の加入状況が分かる書類（以下のいずれか）

- ・マイナンバー情報連携の制度を活用して加入情報の確認に同意し、確認できる場合は不要（同意については「申請書」内の「必要な情報の照会・取得」（個人情報の閲覧）に同意をする（☑）を入れてください）
- ・健康保険証（令和6年12月1日時点で発行されており、有効期間内のもの）
- ・「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」（保険者が交付）
「資格情報のお知らせ」については切り取らずにご持参ください。
- ・「資格情報画面」の印刷（マイナポータルからダウンロード）

（加入医療保険により準備いただく対象者が異なります。以下を参考に準備ください。）

保険種別		書類を提出していただく対象者
国民健康保険 国民健康保険組合		同じ国保、国民健康保険組合に加入している方全員分
被用者保険 （協会けんぽ・企	患者さんが被保険者 （健康保険証の本人）の場合	患者さん本人分のみ

業の健康保険組合、共済組合、船員保険など	患者さんが被保険者以外 (健康保険証の被扶養者(家族))の場合	被保険者及び患者さん本人分
----------------------	------------------------------------	---------------

- ☐⑤「③小児慢性特定疾病医療意見書」研究利用についての同意書（別紙様式第5号）
・同意する場合のみ

＜2 該当する方のみ必要となる書類＞ ⑥～⑪

☐⑥課税（非課税）証明書

- 令和元年 11 月から個人番号（マイナンバー）による情報連携が本格的に運用され、個人番号（マイナンバー）をご提示いただくことで、要件によって市町村民税額課税証明書の提出が不要になりました。課税証明書添付省略の要件については以下のとおりです。

加入している医療保険		課税証明書の添付	省略不可の場合に必要な書類
国民健康保険		省略可	
国民健康保険組合 (医師国保、歯科医師国保、中央建設国保、建設連合国保、全国建設工事業国保 等)		省略不可	住民票の世帯内で同じ保険加入者全員分の市町村民税課税（非課税）証明書 ※中学生以下の方の場合は、省略できません。（所得がある場合を除く。）
被用者保険 (協会けんぽ、企業の健康保険組合、共済組合、船員保険など)	被保険者が課税の場合	省略可	
	被保険者が非課税の場合	省略不可	被保険者の市町村民税課税（非課税）証明書
	被保険者＝患者本人で課税の場合	省略可	
	被保険者＝患者本人で非課税の場合	省略不可	申請者（保護者）の市町村民税課税（非課税）証明書

- 課税証明書を添付するときは、申請月が4月～6月の場合は前年度の市町村民税（非）課税証明書、申請月が7月～3月の場合は申請年度の市町村民税（非）課税証明書を添付してください。

（注意事項）

マイナンバーを利用した情報連携を行った結果、紙の証明書類が必要であることが後から分かった場合や、提出された申請書等に記載誤りがあり、正常に情報連携ができなかった場合などは、紙の証明書類を追加でご提出いただくようご連絡をさしあげることがあります。その場合には、審査や受給者証の発行に通常より時間を要しますので、申請書の記載誤り等には十分ご注意ください。

- ☐⑦重症患者認定申告書（別紙様式第2号）及びその証明書類（身体障害者手帳、療育手帳のコピーなど）

- ☐⑧人工呼吸器等装着証明書（別紙様式第3号）…指定医に作成を依頼してください

- ☐⑨市町村民税非課税の方で、障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当などを受給して

いる場合は、受給金額がわかる書類（年金証書、振込通知書、特別児童扶養手当等の証書のコピーなど）

□⑩患者さんと同じ『公的医療保険』に加入している方の「指定難病特定医療費受給者証」もしくは「小児慢性特定疾病医療受給者証」の原本又はコピー

- ・世帯内に、他に指定難病特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる方

□⑪医療保険者への所得区分の照会を行うことの同意書（別紙様式第6号）

- ・ご加入の健康保険が、国民健康保険組合の方のみ

自己負担上限額の算定について

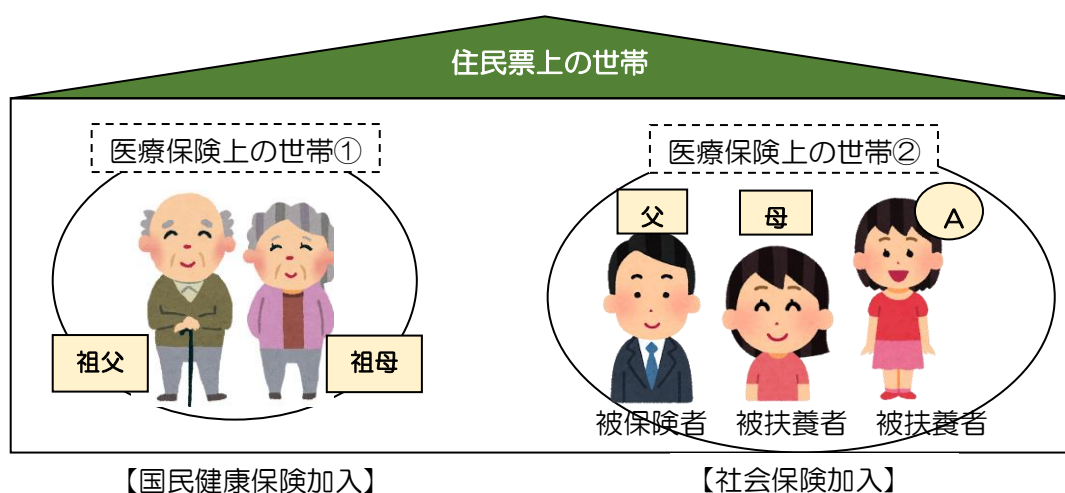
原則として、公的医療保険上の『世帯』の市町村民課税額等により自己負担上限額が設定されます。ここで言う『世帯』の単位は『公的医療保険制度の単位』です（住民票上の同一世帯とは異なります。）

※加入している医療保険が異なる場合には、税制上の扶養関係に関わりなく『別世帯』となります。

<医療保険上の世帯のとりえ方>

患者さんが「A」で、申請者が「父」の場合（申請者が社会保険加入）

自己負担上限額の算定は「医療保険上の世帯②」で考えますので、被保険者であるお父様の市町村民税額等により自己負担上限額を設定します。



医療費の払い戻しを受けたい

小児慢性特定疾病医療費受給者として認定された場合、申請書を水戸市で受理された日から、受給者証が交付されるまでの期間に、小児慢性特定疾病に関して、自己負担限度額以上の医療費を支払ったときには、下記の要件により医療費の払い戻しの請求ができます。水戸市で申請を受理された日以降にかかった医療費の領収書等については、紛失しないよう保管ください。

(1) 請求に必要な書類

- ① 小児慢性特定疾病医療費請求書（別紙様式第 10 号）…療養費払分
- ② 小児慢性特定疾病療養証明書（別紙様式第 11 号）…指定医療機関で作成してもらう
- ③ 領収書又はレシート（ない場合は払戻しできません。）
- ④ 交付された医療受給者証の原本又はコピー
- ⑤ 高額療養費等交付決定通知（ある場合）
- ⑥ 医療費付加給付等支給証明書（ある場合）
- ⑦ 小児慢性特定疾病医療費自己負担上限額管理表の原本又はコピー（記載がある場合）

(2) 注意事項

- ・療養費払で払戻しができる医療費は、受給者証に記載されている有効期間内の保険が適用される医療費に限られます。また、保険が適用されるものであっても、承認された病気の治療以外にかかった医療費は払戻しできません。
- ・高額療養費の払戻しがある場合は必ず申し出てください。高額療養費に該当する場合には、まず保険者に払戻請求を行い、交付決定後に交付通知書を添えて水戸市に請求してください。高額療養費の払い戻しがあったことが後に判明した場合は返還していただきます。
- ・小児慢性特定疾病の医療費の払戻しを受ける額を含めて保険者による医療費付加給付等を受けた場合は、保険者へ付加給付分を返還する必要があります。
- ・医療機関窓口で、医療福祉費支給制度（通称：マル福）を提示して清算した場合は、小児慢性特定疾病医療費の医療費については払戻しはできませんが、食事療養費については入院時食事療養標準負担額の 2 分の 1 を払戻しをすることができます。

更新申請をしたい

医療受給者証の有効期間は認定から 1 年以内です。有効期間満了後も引き続き、医療費の助成を希望される場合は更新申請の手続きが必要です。必要書類等については、承認となった際に受給者証と併せてご案内を送付いたします。なお、更新申請をするときの病気の程度によっては、助成が受けられなくなる場合もございます。

更新申請をする際には以下の点にご留意ください。

- (1) 更新申請を希望する場合は、遅くとも有効期間終了日の 1 か月前までに、水戸市に申請してください。なお、医療受給者証に記載された有効期間終了日の 3 か月前から更新申請ができます。
- (2) 20 歳に到達した方は更新申請できませんので注意してください。
- (3) 受給者証の有効期間内に更新ができなかった場合は、新規申請と同様の扱いとなります。
18 歳以上の場合は新規で申請することができませんので、特に注意してください。
また、18 歳以上の場合は本人以外が申請手続きする場合、委任状が必要です。

申請した内容に変更があった

以下、(1)(2)のいずれかの手続きが必要です。

(1) 小児慢性特定疾病変更申請

- ・小児慢性特定疾病の追加・変更があったとき
- ・指定医療機関の追加・変更したい
- ・自己負担限度額が変更になる事象が発生したとき
(重症認定申請, 高額かつ長期, 支給認定基準世帯員のうち指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者証の交付を受けている者の追加)

(2) 小児慢性特定疾病医療受給証等記載事項変更届

- ・受給者証の記載事項(患者又は保護者の住所, 氏名, 加入医療保険など)に関する変更があったとき
- ・個人番号(マイナンバー), 支給認定基準世帯員の変更が変更になったとき
※併せて世帯調書の提出も必要になります。

水戸市外への転出, 治癒, 死亡, その他により受給者証が不要となった

- ・小児慢性特定疾病医療費受給者証返納届出書とともに受給者証を提出してください。

受給者証を紛失・汚損してしまった

- ・小児慢性特定疾病医療費受給者証再交付申請書を提出してください。

その他の支援制度・事業

1 療育相談支援事業

(1) 患者・家族教室

専門医師等による疾病の理解を深めるための講演会やピア相談員（長期療養児を養育したことのある経験者）による交流会を開催しています。

お問合せ先：水戸市 子育て支援課（TEL：029-350-1216）

県内どちらの相談会にも参加できます。

(2) ピア相談事業

日常生活を送る上での不安や悩みについてピア相談員（長期療養児を養育したことのある経験者）が、相談を行っています。

お問合せ先：茨城県難病団体連絡協議会

（TEL：029-244-4535）

（受付時間）平日 10：00～16：00

ピア相談員とは？

- 
- ・ピアとは仲間という意味です。ピア相談は同じ疾病をもつ仲間同士の中で、話を聞くことによって不安や悩みに応じていくものです。
 - ・「ピア相談員」は県が実施するピア相談員養成研修の修了者で、県及び茨城県難病団体連絡協議会に登録されています。

2 小児慢性特定疾病日常生活給付事業

小児慢性特定疾病医療費支給の対象となっている方に対し、日常生活用具（特殊マット、車いす、ネプライザー、パルスオキシメーター等）の購入に係る費用の一部を給付する制度があります。（茨城県単独事業に認定されている方は対象外です。）詳細については、障害福祉課へお問い合わせください。

お問合せ先：水戸市 障害福祉課（TEL：029-232-9173）

3 高額療養費制度（限度額認定証）

長期入院など、かかった医療費が1ヶ月の高額療養費の自己負担限度額を超えた場合は、各医療保険機関に申請すると後日払い戻しされます。また、マイナ保険証または限度額認定証を利用することで、医療機関の窓口での支払いを一定の限度額までの支払いとすることができます。限度額認定証を利用する場合は、事前に加加入している医療保険での手続きが必要です。

お問合せ先：国民健康保険加入者

→ 水戸市 国保年金課

その他

→ 保険者

提出・問合せ先

水戸市 こども部 子育て支援課

〒310-8610 水戸市中央1-4-1（水戸市役所2階）

TEL：029-350-1216